

2018年6月21日

東京都知事 小池百合子 殿

## 東京都受動喫煙防止条例に関する再質問

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般、東京都福祉保健局より「東京都受動喫煙防止条例に関する公開質問状」に対する回答をいただきましたが、私たちとしましては、理解できるような内容ではなく、到底納得できないため、再度、質問状を提出させていただきます。

民間事業者であり、都民である私たちに対し、責任ある明確なご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. これまでの私たちの取り組み、意見、要望について

東京都生活衛生同業組合連合会は、これまで東京都と連携し、受動喫煙防止対策に取り組んでまいりました。特に店頭表示の取り組みにつきましては、2015年、東京都福祉保健局の依頼により、店頭表示ステッカー作成委員会に、東京都飲食業生活衛生同業組合・東京都ホテル旅館生活衛生同業組合が委員として参加し、デザイン等の検討から組合員への配布まで幅広く協力いたしました。現在も東生連では、東京都と同様のデザインの店頭表示ステッカーを自主制作し、組合員への配布、貼付の推進を継続しております。

我々業界としましては、これまで東京都と連携しながら、様々な受動喫煙防止対策を推進してきたつもりですが、今回の唐突な条例案の発表により、裏切られた気持ちが強く、大変遺憾です。

先般いただいた回答には、東京都受動喫煙防止対策検討会や予算要望の際に意見交換を実施した旨の記載がありますが、当時から私たちは一律過度な条例化については反対の意見であり、この度の小池都知事の対応を見る限り、我々の意見を聞いていただいているように全く思えません。また、パブリックコメントでは、数多くの反対意見が賛成を上回っておりましたが、この度の条例案にどのように反映されたのでしょうか？さらには、私たちが提出させていただいた約18万筆の署名結果も無視でしょうか？

骨子案公表後、関係する団体との意見交換等を踏まえてとりまとめたとのことですが、小池都知事とは20分しかお話しできておらず、条例案について十分な議論ができたとは思えません。ついては、以下質問についてお尋ねいたします。

#### 質問1)

これまで私たちは、受動喫煙防止条例につきましては、一律過度な内容にならぬよう複数回にわたり、様々な場面で要望してまいりましたが、この度の条例案には、私たちの要望が何一つ反映されておられません。

小池都知事は一切私たちの意見を聞く気が無く、これまでの私たちの要望を全て無視するというのでしょうか？

#### 質問 2)

これまで東京都は、我々民間事業者に対し、店頭表示ステッカーの貼付や分煙補助金制度の活用等、受動喫煙防止対策について協力を求めてきました。今回、唐突に条例案を提示されたということは、我々を裏切り、これまでに様々な協力をした我々を愚弄するつもりですか？

#### 2. 店舗の売上減少について

回答では「今回の条例案で規制対象となる飲食店は、全体の約 84%となると見込んでおり、残り 16%にあたる従業員がいない店舗についても、禁煙か喫煙可能か選択できることとしています」との記載ですが、「喫煙可能」を選択したくてもできない店舗が多数であり、実質、選択の余地はありません。そして、喫煙室設置等に対する補助を充実していくとの記載ばかり目立ちますが、スペースや店内構造の問題で物理的に「喫煙可能」にできない店舗が多いことを理解していますでしょうか？現場では金銭だけでは解決できない大きな問題が発生しています。

また回答に「屋内禁煙を導入した諸外国では、売上げには影響はない・売上げが増加した」との記載がありますが、明確な根拠を持ち合わせているのでしょうか？屋外の路上禁煙条例がある日本と屋外で喫煙可能な海外の状況が異なることをご存じないのですか？そこまでおっしゃるなら、都が国を超える条例を科す以上、東京都は明確に「絶対に売上は下がる」と小池都知事が明言し、都内全店舗の売上に対し責任を持つべきです。

私たち組合員が経営している飲食店では禁煙にしたことで、売上が減少した店舗が実在しており、まさしく店舗運営に対し大きな影響が出るのが想定されます。また各店舗にはほとんどテラスもなく、屋外も路上禁煙条例により喫煙できないため、お客さんが喫煙するには、席を長時間離れ、店外の喫煙スペースに行く必要があります。毎回お客様が席を離れるようなことが続けば、売上減少は確実です。ついては、以下質問についてお尋ねいたします。

#### 質問 3)

この度の条例案のように行き過ぎた喫煙規制により、各店舗の業績が悪化し、廃業になり、そして飲食店事業者が生活できなくなってしまうても、小池都知事は「知らない、一切関係ない」と言い切るのでしょうか？

#### 質問 4)

東京都として「条例施行しても飲食店の売上が減少しない」という絶対的な自信があるのであれば、都知事記者会見やHP等で明言していただき、仮に条例施行後に売上減少があった場合、全店舗への営業補償を約束していただけますか？絶対に売上が下がらないのであれば、営業補償を約束しても問題ないはずです。明確にお答えください。

**質問5)**

例えば、銀座の中小ビル上層階の飲食店で、スペースや費用面の問題により喫煙室を作ることができず全面禁煙にした場合、どこでたばこを吸ってもらえば良いのでしょうか？店舗を出て、エレベーターで1Fまで降りて、路上で吸ってもらえれば良いのですか？路上は禁煙の場合、どこで喫煙してもらったら良いか教えてください。

**質問6)**

小池都知事は一度でも私たち組合員の飲食店を視察されたことはあるのでしょうか？私たち事業者も都民であると同時に事業を通じ多くの納税も行っております。視察を行ったのであれば何件の意見を聴取されたのか教えてください。

**3. 従業員の雇用について**

前回、「行き過ぎた喫煙規制で各店舗の業績が悪化し、雇用継続が困難になり、結果として、従業員を守れなくなった場合のことについては、どのようにお考えなのでしょうか？」との質問をさせていただきましたが、条例案説明の内容となっており、明確な回答になっておりませんので、再度質問させていただきます。

また、従業員の雇用について、以下のとおり、追加質問させていただきます。

**質問7)**

行き過ぎた喫煙規制で各店舗の業績が悪化し、雇用継続が困難になり、結果として、従業員を守れなくなった場合のことについては、どのようにお考えなのでしょうか？

**質問8)**

条例制定となると物理的にも金銭的にも喫煙室を作ることができず、お客様と売上のために従業員を解雇しなくてはならないケースが想定されます。その点について東京都の見解をお聞かせください。

**質問9)**

従業員が1人でもいれば、喫煙を認めない条例案ですが、仮に従業員が喫煙者の場合は、その定義は当てはまらないと考えます。この点をどう考えるのでしょうか？

質問 10)

同時に従業員が同意した場合も同様と考えるが、従業員同意ではダメなのでしょうか？  
回答に「受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員」との記載がありますが、雇用契約書等により、確実な従業員同意があり、しっかりとしたチェック体制が講じられるのであれば、望まない受動喫煙を防ぐことができると考えますが、その点の見解をお聞かせください。

質問 11)

条例制定により、雇用継続が困難になり、結果として従業員を解雇せざるを得ない状況になった場合、性別年齢問わず、解雇した従業員に対する雇用のための支援を約束していただけるのでしょうか？どこに相談に行けばよろしいのでしょうか？

質問 12)

条例制定により、従業員を解雇し、家族だけの労働時間が増し、体調不良等により店舗の営業が困難になった場合は、東京都はどのような支援をしていただけるのでしょうか？

4. 条例への信頼を担保する具体的な仕組みについて

質問 13)

回答に「条例案に係る業務についても、保健所にて担っていただきたいと考えています。」との記載がありますが、組織や人員等、各保健所にて実際に検査できる状態なのでしょうか？事前に区市町村にある保健所と具体的な調整した上で、条例案を提示されたのでしょうか？健康増進法の改正法案と条例案の二重規制による非現実的な運用となるようにしか思えません。

5. 都内の受動喫煙防止対策の現状を踏まえた対策について

質問 14)

回答では「飲食店における喫煙室の設置や区市町村が設置する公衆喫煙所に対する支援も充実していく考えです。」との記載がありますが、飲食店だけではなく、屋外喫煙所についてもスペースがないと作れないはずです。区市町村の支援だけではなく、都が条例化をするのであれば、都で喫煙所を用意すべきです。東京都は都道と都の公園すべてに喫煙所を設置していただけるのですか？東京都は屋外の喫煙所整備を積極的に推進するという認識でよろしいでしょうか？

質問 15)

条例制定により、店舗前の屋外に喫煙者が溢れることについて、東京都としてはどう考えますか？屋内さえ禁煙になれば、路上の喫煙者が増えても問題ないという認識ですか？

## 6. 国法との整合性、都条例制定の合理的理由について

### 質問 16)

改正法案の内容を補完するという位置づけであれば、都条例については、改正法案可決後に審議すべきであり、この度の拙速な条例検討には、合理性が欠けています。

また、全国では飲食店が最も多いのであれば、影響が大きいことから、なおさら慎重に検討すべきです。国と都の二重規制により、民間事業者や都民が混乱することについて、どのように考えているのか？私たちは混乱すると大変困るが、小池都知事は、混乱しても全く構わないと考えているのでしょうか？

### 質問 17)

加熱式たばこの扱いについて、国の案では 100 m<sup>2</sup>以下の飲食店は対象外となりますが、都条例案では、従業員が一人でもいれば、加熱式たばこ用の室を整備しなくてはならない内容となっています。国と都では内容が大きく異なり、中小事業者にとっては、通常のたばこ用の喫煙室と同じく、加熱式たばこのスペースを簡単には作れないのが実情です。加熱式たばこの扱いについてはもっと緩和すべきではないのでしょうか？

知事におかれましては、大変お忙しいところであるとは存じますが、上記質問について、6月27日（水）までに文書での回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、回答については、別紙のとおり、各団体宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

東京都生活衛生同業組合連合会 飲食業7組合  
東京都鮪商生活衛生同業組合  
東京都麺類生活衛生同業組合  
東京都中華料理生活衛生同業組合  
東京都社交飲食業生活衛生同業組合  
東京都料理生活衛生同業組合  
東京都飲食業生活衛生同業組合  
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合

以上

【回答送付先】

東京都鮪商生活衛生同業組合

〒104-0045 中央区築地 5-2-1 中央卸売市場内

TEL : 03-3541-8337

東京都麺類生活衛生同業組合

〒101-0051 千代田区神田神保町 2-4

TEL:03-3262-5206

東京都中華料理生活衛生同業組合

〒110-0003 台東区根岸 1-1-17

TEL:03-3872-0811

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

〒160-0023 新宿区西新宿 7-10-12 KKDビル 501

TEL:03-3369-0121

東京都料理生活衛生同業組合

〒103-0001 中央区日本橋小伝馬町 17-14 日本橋 S&S ビル 4F (B)号室

TEL:03-6661-6342

東京都飲食業生活衛生同業組合

〒104-0045 中央区築地 2-7-12 15 三京ビル 501

TEL:03-3541-6619

東京都喫茶飲食生活衛生同業組合

〒110-0003 台東区根岸 1-6-12-801

TEL : 03-5603-1011

平成30年6月27日

東京都福祉保健局

「東京都受動喫煙防止条例に関する再質問」への回答

いただいた17項目について、一括してお答えします。

都は、平成16年に策定した「東京都受動喫煙防止ガイドライン」に沿って、これまで、皆様方にもご協力をいただきながら、受動喫煙防止対策に取り組んでまいりました。

この間、喫煙室の設置や、禁煙・分煙等を示すステッカーの店頭表示など、飲食店における取組も進み、一定の成果を上げてきましたが、依然として多くの方が受動喫煙を経験している状況にあります。

こうした中で、国においては、平成28年1月に「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が立ち上げられ、公共の場等における受動喫煙防止対策の強化について検討が開始されました。本年3月には、多数の者が利用する施設について、一定の場所以外での場所における喫煙を禁止する健康増進法改正案が国会に提出され、現在、審議されています。

都においては、平成26年に「東京都受動喫煙防止対策検討会」を設置して以降、受動喫煙防止対策について、条例化も含め検討してまいりましたが、国の動きも踏まえ、昨年9月に「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」をとりまとめ、公表いたしました。

「基本的な考え方」では、飲食店については、国の方針も踏まえ、すべての店舗について原則屋内禁煙とした上で、面積30㎡以下のバー・スナック等で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店については、ステッカーの掲示を義務付けた上で、喫煙可能とする考えをお示ししました。これに対し、パブリックコメントでは、「従業員の受動喫煙対策を進めるべき」「雇用者の喫煙方針に従業員が反対意思を示すことは困難」との意見をいただきました。

本年4月に公表した条例骨子案では、こうしたご意見や、喫煙者であっても、非喫煙者であっても、本来、従業員は等しく受動喫煙による健康影響から守られるべきという観点から、飲食店について、従業員を使用している場合には、喫煙専用室を設置できることとし、従業員を使用していない場合には、禁煙か喫煙可能かを選べることとしました。

骨子案公表後、関係する団体や区市町村、国等と様々な機会を通じて意見交換を行い、多くのご意見をいただきました。特に、加熱式たばこについては、法案と同様の取扱いとすべきとのご意見が多く、それも踏まえ、条例案では、健康増進法改正案との整合を図り、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可能としました。ただし、都条例の場合は、加熱式たばこについての受動喫煙による健康影響が明らかになるまでは、行政処分や罰則は適用しないこととしています。

このように、条例案は、都民や関係する団体、区市町村等から、様々なご意見をいただき、それらも踏まえるとともに、健康増進法改正案とも整合を図った上でとりまとめたものです。

条例案をご審議いただく中で、都議会でも様々なご意見をいただきました。  
その上で、本日、原案どおり可決していただきました。

法案との二重規制を懸念される声もありますが、改正法案は、客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業が経営する場合に、例外措置が設けられているところ、都の条例案では、都独自の規制として、従業員がいない場合にのみ、禁煙か喫煙可能かを選択することができるとしています。言い換えれば、改正法案の規制対象は、客席面積100㎡を超える、又は大規模企業が経営する飲食店であり、条例案は、改正法案では規制対象とならない飲食店のうち、従業員を使用している店舗について、従業員を守る観点から規制を設けるものとなっており、同一の対象に異なる規制を設ける、いわゆるダブルスタンダードには当たらないため、ご指摘のような二重規制による問題は生じないと考えています。

売り上げへの影響についても、今回の条例案では、約84%の飲食店が規制の対象となると見込んでおり、ほとんどの飲食店に同じルールが適用されることになるため、影響は少ないと考えています。

WHOの国際がん研究機関IARCによれば、受動喫煙の規制による経済的影響に関する165の調査のうち、「妥当性、信頼性の高い経済活動のデータを用いている」「規制が実施される前後数年間のデータを用いている」「適切な統計的手法を用いている」「規制を行わなかった対照群を設定し比較している」という4つの条件を満たす、信頼性の高い調査は49あるとされており、このうち、47の調査が「売り上げに負の影響がない」という結論になっています。

条例の施行にあたっては、飲食店における喫煙室の設置・改修や区市町村が設置する屋内外の公衆喫煙所に対する支援も充実していく考えで、喫煙室の設置・改修等を検討されている飲食店に対しては、現場の実態に応じて専門的な助言ができるよう、アドバイザーを派遣



する予定です。

また、都民や事業者の方々の不安を解消し、ご理解とご協力が得られるよう、普及啓発に努めるとともに、専門窓口を設置し、規制内容に関するお問い合わせや各種の相談に対応していく予定です。

受動喫煙防止の取組の重要性の認識については、皆様方と一致していると思います。今後も、受動喫煙防止対策を進めるために、本条例の趣旨をご理解いただき、引き続き、都の施策にご協力をお願いいたします。